

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2025年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。つきましては、以下のとおり改定の内容をご案内いたしますので、ご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

敬具

■ 主な改定点

○印のある補償について、下記のとおり改定いたします。

なお、保険料の改定がある種目は「傷害」「医療」「がん」となります。

変更する補償				
① 傷害補償 (ケガの保険)	② 医療補償 (医療保険)	③ がん補償 (がん保険)	④ 介護補償 (介護保険)	⑤ 賠償・財産・費用 (持ち物保険、弁護士保険、 レスキュー保険 等)
○				

変更する補償		改定項目	概要	
①	②	③	④	⑤
○		がん通院補償の一本化 および保険料改定	①補償パターンの一本化 抗がん剤治療の増加や平均入院日数の短縮といった昨今のがんの治療実態を踏まえ、お客様にとって必要な通院補償をわかりやすくお届けするために、通院補償を「三大治療(手術、放射線治療、抗がん剤治療)のための通院」や「短期入院の前後の通院」についても補償できる充実した補償パターン(「がん補償基本特約」+「がん通院保険金の対象期間延長特約(三大治療用)」)に一本化します。 ②保険料の改定 がん通院補償の收支状況が良好であることを踏まえ、保険料を引き下げます。 ※改定前の補償パターンおよび年齢区分によっては保険料引上げとなる場合があります。	
○		「がん診断保険金」等の保険料改定	がん罹患率の上昇に伴う「がん診断保険金」等の收支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、「がん補償基本特約」の「がん診断保険金」等の保険料を引き上げます。 ※年齢区分によっては保険料引下げとなる場合があります。	
○		「抗がん剤」の定義の改定	抗がん剤として治療に使用される医薬品をより広く補償するため、約款上の「抗がん剤」の定義を改定します。 <対象特約> 抗がん剤治療補償特約、がん再発転移補償特約、がん生活支援特約	
○		「三大疾病・重度傷害一時金特約(医療用)」の補償内容の変更および保険料改定	①補償内容の変更 がん罹患歴がある方に加入いただいた場合において、保険期間開始前に診断確定されたがんとは関係のない「新たながん」と診断確定されたときを補償対象とします。 ②保険料の改定 がんの罹患率の上昇に伴う収支状況の悪化等を踏まえ、今後も安定的にお客様に補償を提供し続けるために、保険料を引き上げます。	

変更する補償					改定項目	概要				
①	②	③	④	⑤						
○					参考純率改定等を踏まえた 保険料改定	2024年6月の傷害保険参考純率改定および収支状況を踏まえ、保険料を改定します。				
○				○	熱中症の補償追加	昨今の酷暑やお客様のニーズを踏まえ、すべてのお客様に熱中症補償をお届けすべく、「傷害補償基本特約」等において熱中症を補償対象とします。 ※昨今の熱中症患者の増加傾向を踏まえ、「熱中症危険補償特約」対比で熱中症補償部分の保険料を引き上げます。 ※熱中症の補償追加に伴い、「熱中症危険補償特約」は新規契約・更新契約ともに販売を停止します。				
○					職種級別による料率区分の 廃止	傷害補償における職種級別による料率区分を廃止(保険料を一本化)し、保険加入時や職業変更時における職業・職務に関する申告を不要とします。				
○					保険金額の上限額の改定	安定的にお客様に補償を提供し続けるために、傷害補償における各保険金額の上限額を改定いたします。改定後の上限額を超えて現在ご加入をいただいている場合、新たな上限額を適用し引き下げいたします。 <いつでもタイプ、交通タイプの場合> 死亡・後遺障害: 上限額を990万円から150万円とします。 入院補償: 上限額を14,850円から2,250円とします。 通院補償: 上限額を9,900円から1,500円とします。 <ゴルフトイプの場合> 通院補償の保険金額を一律1,500円とします。				
○					「交通事故傷害危険のみ補償特約」等、一部特約の販売停止	商品・ラインナップを見直し、より多くのお客様に必要な補償をわかりやすく提供できるようにします。 <販売停止の対象特約> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>特約名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>傷害補償</td> <td>交通事故傷害危険のみ補償特約(*)</td> </tr> </tbody> </table> (*)既導入団体・契約においては、継続してご契約いただけます。	種目	特約名	傷害補償	交通事故傷害危険のみ補償特約(*)
種目	特約名									
傷害補償	交通事故傷害危険のみ補償特約(*)									
				○	「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」等の約款改定	①約款上の「その他の侵害」について、刑法改正を踏まえ、「満13歳以上満16歳未満の者」に対して5歳以上年長の者がわいせつな行為等をした場合を「痴漢」に含めます。 ②約款上の「人格権侵害」について、インターネット投稿画像等の「具体的な表示物」により侵害の発生を証明する場合は、あわせて「相談窓口等への相談の事実が確認できる記録等」を必要とします。 <対象特約> 弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)				
				○	釣り具に関する補償の改定	携行品補償における補償対象範囲について、先般の保険金のお支払実績を鑑み、釣り具を補償の対象外とします。				
				○	付帯サービスの一部終了	利用実績が少ないサービスを終了します。 ※2025年10月1日(水)以降、各サービスは、新規契約・保有契約とともに改定後の内容で提供します。 <終了対象のサービス> ■介護補償 ・「認知症アシスト」のうち「検索支援サービス」				

このご案内は、2025年10月1日以降始期の団体総合生活保険の改定の概要を記載しているものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しい補償内容等については「約款」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページでご参照ください。ご不明な点等がある場合は、AIほけんお問い合わせセンターまでお問い合わせください。

07E1-GJ05-24010-202412